

処遇改善加算の一本化及び加算率の引上げ（令和6年6月～）

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、**現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。**

※ 一本化後の加算については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。

※ 令和6年度末までの経過措置期間を設け、加算率並びに月額賃金改善要件及び職場環境等要件に関する激変緩和措置を講じる。

加算率（※）

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率	区分	要件	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【24.5%】	I	新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士30%以上） 	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【22.4%】	Ⅱ	新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 グループごとの配分ルール【撤廃】 	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【18.2%】	Ⅲ	新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備 	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【14.5%】	Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> 新加算（Ⅳ）の1/2（7.2%）以上を月額賃金で配分 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】 賃金体系等の整備及び研修の実施等 	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。職種間配分の柔軟化については令和6年4月から現行の介護職員処遇改善加算及び介護職員等処遇改善加算に適用。なお、経過措置区分として、令和6年度末まで介護職員等処遇改善加算(V)(1)～(14)を設け、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにする。

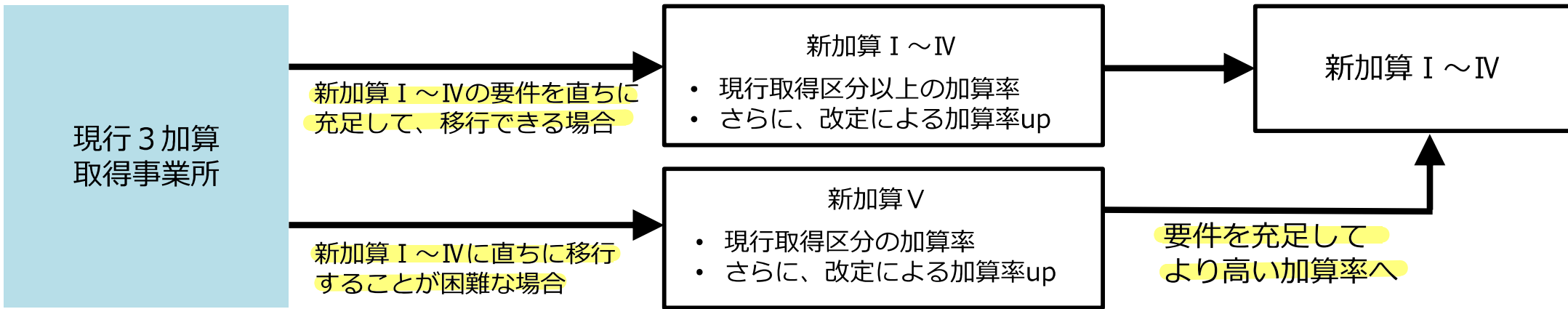
現行制度から一本化後の介護職員等処遇改善加算への移行

- 現行の一本化後の新加算 I～IV に直ちに移行できない事業所のため、激変緩和措置として、新加算 V (1～14) を令和 7 年 3 月までの間に限り設置。
- 新加算 V は、令和 6 年 5 月末日時点で、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算（現行 3 加算）のうちいずれかの加算を受けている事業所が取得可能（新加算 I～IV のいずれかを取得している場合を除く。）。
- 新加算 V は、**現行 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを受けられることができるようにする経過措置。**
- 新加算 V の配分方法は、加算 I～IV と同様、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。

～令和 6 年 5 月

令和 6 年 6 月～ 7 年 3 月

令和 7 年 4 月～



※加算率は訪問介護の例。

介護職員等処遇改善加算の 加算率及び算定要件 (対応する現行 3 加算の区分)	V (1)	V (2)	V (3)	V (4)	V (5)	V (6)	V (7)	V (8)	V (9)	V (10)	V (11)	V (12)	V (13)	V (14)
	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
介護職員処遇改善加算	I	II	I	II	II	II	III	I	III	III	II	III	III	III
介護職員等特定処遇改善加算	I	I	II	II	I	II	I	算定なし	II	I	算定なし	II	算定なし	算定なし
介護職員等ベースアップ等支援加算	算定なし	算定あり	算定なし	算定あり	算定なし	算定なし	算定あり	算定なし	算定あり	算定なし	算定なし	算定なし	算定あり	算定なし

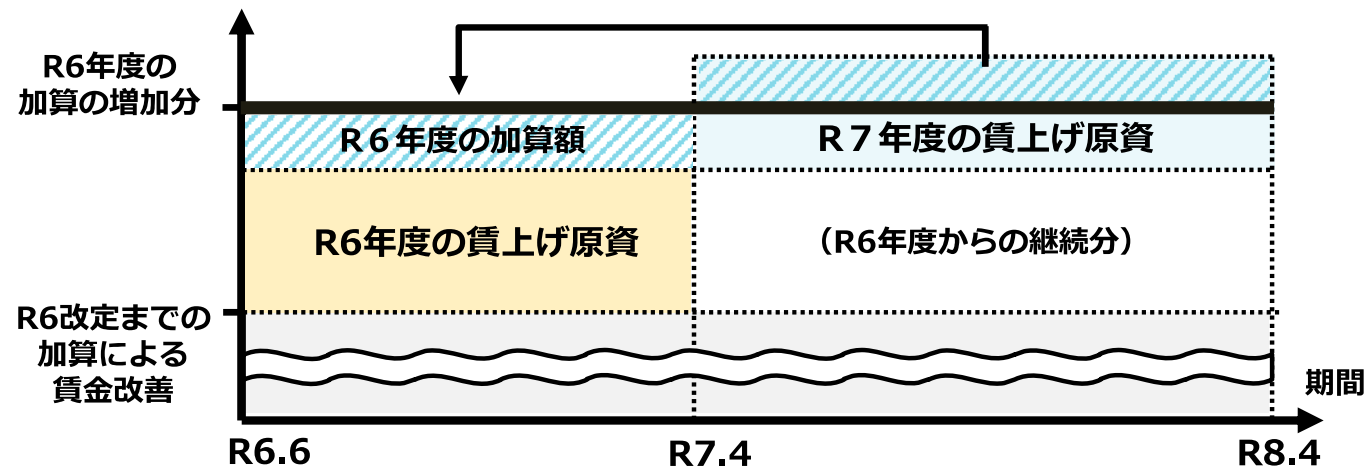
令和6・7年度の処遇改善加算の配分方法

- 介護現場で働く方々の賃上げへとつながるよう、事業所の過去の賃上げ実績をベースとしつつ、今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用を組み合わせることにより、令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただくようお願いしている。
- こうした中で、今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置しており、令和7年度分を前倒しして、賃上げいただくことも可能である。
 - ※ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、令和8年度予算編成過程で検討する。
 - ※ 前倒しした令和6年度に加算額の一部を、令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることも可。

(具体的な取扱い)

- ・ 新加算の加算額については、令和6・7年度の2か年で全額が賃金改善に充てられていけばよいこととする。
- ・ 令和6年度に加算額のうち、令和7年度に繰り越した部分については、その金額を令和6年度の計画書・実績報告書に記載した上で、令和7年度の計画書・実績報告書で、職員の賃金改善に充てることの計画・報告の提出を求めることとする。

R7年度の賃上げ原資の一部を、R6年度に加算に前倒しして措置
(前倒ししたR6年度に加算額の一部を、R7年度に繰り越し可能)



賃上げ促進税制とは…

- 事業者が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから控除できる制度。
- 大企業・中堅企業は賃上げ額の最大35%、中小企業は最大45%を法人税などから控除できる。



月額賃金の改善要件

- 介護職員の生活の安定・向上や、労働市場での介護職種の魅力の増大につなげる観点から、加算のうち一定程度は基本給等の改善に配分していただくため、**月額賃金改善要件Ⅰ**を設ける。
- また、現行のベースアップ等支援加算の要件を引き継ぐ観点から、**月額賃金改善要件Ⅱ**を設定。
- いずれも、既に対応できている場合には新規の取組は不要。

①月額賃金改善要件Ⅰ

注：%は全て訪問介護の加算率

- **新加算Ⅳ（加算率14.5%）の加算額の1/2（加算率7.2%相当）以上を基本給等（※）で配分する。**
※ 基本給等 = 基本給または決まって毎月支払われる手当。
- 例えば、新加算Ⅳの加算額が1,000万円の場合、500万円以上（新加算Ⅳの1/2以上）は基本給等での改善に充てる必要がある。**たとえ新加算Ⅲ以上を取得していても、新加算Ⅳの1/2分以上（ここでは500万円以上）だけを基本給等の改善に充てていけばよい。**
- **令和7年3月まで適用を猶予。**

②月額賃金改善要件Ⅱ

現行ベア加算を**既取得の事業所**には関係のない要件

現行ベア加算のベースアップ要件と同じ

- **現行ベア加算を未取得の事業所のみ**に適用。
- 新加算を取得する場合に、**増加した旧ベア加算相当の2/3以上、基本給等を新たに改善する。**
- 例えば、新加算Ⅳを取得し、そのうち旧ベア加算相当が300万円であった場合、200万円以上は基本給等で改善する。
- **令和6年6月から適用（4・5月は、現行ベア加算のベースアップ要件として存在。）**

（月額賃金改善要件Ⅲ）

処遇改善に関する加算の職場環境等要件（令和6年度まで）

「職場環境等要件」として、研修の実施などキャリアアップに向けた取組、ICTの活用など生産性向上の取組等の実施を求めている。

- ・ 介護職員処遇改善加算：以下のうちから**1つ以上**取り組んでいる必要
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算：以下の**区分ごとにそれぞれ1つ以上**取り組んでいる必要

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇が取得しやすい環境の整備 ⑫業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	⑬介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	⑰タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ⑱高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化 ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備 ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	㉑ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉒地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉓利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉔ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件（令和7年度以降）

介護職員等処遇改善加算 Ⅲ・Ⅳ：以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組んでいる

介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ：以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上うち⑰又は⑱は必須）取り組んでいる

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ④職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等）を行っている ⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。 ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施 <p>※生産性向上体制推進加算を取得している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする</p> <p>※小規模事業者は、㉔の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする</p>
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

新加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める

(参考) 介護職員等処遇改善加算の加算率 (サービス類型ごと・令和6年度中)

(参考) 令和6年5月までの加算率

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ①+④ ①+⑤ ①+⑥ ②+⑥ ①+④ ②+④ ①+⑤ ②+⑤ ②+④ ②+⑤ ③+④ ③+⑤ ③+④ ②+⑦ ③+⑤ ③+⑥ ③+⑦
 +⑥+⑦ +⑥+⑦ +⑦ +⑦ +⑦ +⑥+⑦ +⑦ +⑦ +⑦ +⑥+⑦ ①+⑦ +⑥+⑦ +⑦ +⑦ +⑦

サービス区分	介護職員処遇改善加算			介護職員等特定処遇改善加算		介護職員等ベースアップ等支援加算	令和6年度改定における加算率の引上げ	介護職員等処遇改善加算																	
	I	II	III	I	II			I	II	III	IV	V (1)	V (2)	V (3)	V (4)	V (5)	V (6)	V (7)	V (8)	V (9)	V (10)	V (11)	V (12)	V (13)	V (14)
訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	2.1%	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
友間対応型訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	2.1%	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	2.1%	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
(介護予防)訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%	2.1%	1.5%	1.1%	1.0%	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%	8.9%	8.4%	8.3%	7.8%	7.3%	6.7%	6.5%	6.8%	5.9%	5.4%	5.2%	4.8%	4.4%	3.3%
通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%	8.1%	7.6%	7.9%	7.4%	6.5%	6.3%	5.6%	6.9%	5.4%	4.5%	5.3%	4.3%	4.4%	3.3%
地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%	8.1%	7.6%	7.9%	7.4%	6.5%	6.3%	5.6%	6.9%	5.4%	4.5%	5.3%	4.3%	4.4%	3.3%
(介護予防)通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%	2.0%	1.7%	1.0%	0.9%	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%	7.6%	7.3%	7.3%	7.0%	6.3%	6.0%	5.8%	5.6%	5.5%	4.8%	4.3%	4.5%	3.8%	2.8%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%	1.3%	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%	11.3%	10.6%	10.7%	10.0%	9.1%	8.5%	7.9%	9.5%	7.3%	6.4%	7.3%	5.8%	6.1%	4.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%	1.3%	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%	11.3%	10.6%	10.7%	10.0%	9.1%	8.5%	7.9%	9.5%	7.3%	6.4%	7.3%	5.8%	6.1%	4.6%
(介護予防)認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%	3.1%	2.4%	2.3%	2.3%	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%	15.8%	15.3%	15.1%	14.6%	13.0%	12.3%	11.9%	12.7%	11.2%	9.6%	9.9%	8.9%	8.8%	6.5%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%	1.5%	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%	13.2%	12.1%	12.9%	11.8%	10.4%	10.1%	8.8%	11.7%	8.5%	7.1%	8.9%	6.8%	7.3%	5.6%
看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%	1.5%	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%	13.2%	12.1%	12.9%	11.8%	10.4%	10.1%	8.8%	11.7%	8.5%	7.1%	8.9%	6.8%	7.3%	5.6%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%	3.1%	2.3%	2.3%	2.1%	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%	16.3%	15.6%	15.5%	14.8%	13.3%	12.5%	12.0%	13.2%	11.2%	9.7%	10.2%	8.9%	8.9%	6.6%
介護福祉施設サービス	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	1.4%	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	12.4%	11.7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4.7%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	1.4%	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	12.4%	11.7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4.7%
(介護予防)短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	1.4%	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	12.4%	11.7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4.7%
介護保健施設サービス	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%	0.7%	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%	6.7%	6.5%	6.3%	6.1%	5.7%	5.3%	5.2%	4.6%	4.8%	4.4%	3.6%	4.0%	3.1%	2.3%
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%	0.7%	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%	6.7%	6.5%	6.3%	6.1%	5.7%	5.3%	5.2%	4.6%	4.8%	4.4%	3.6%	4.0%	3.1%	2.3%
(介護予防)短期入所療養介護(病院等老健以外)	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	0.5%	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	4.6%	4.4%	4.2%	4.0%	3.9%	3.5%	3.5%	3.1%	3.1%	3.0%	2.4%	2.6%	2.0%	1.5%
介護医療院サービス	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	0.5%	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	4.6%	4.4%	4.2%	4.0%	3.9%	3.5%	3.5%	3.1%	3.1%	3.0%	2.4%	2.6%	2.0%	1.5%
(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	0.5%	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	4.6%	4.4%	4.2%	4.0%	3.9%	3.5%	3.5%	3.1%	3.1%	3.0%	2.4%	2.6%	2.0%	1.5%

「処遇改善加算」の制度が一本化（介護職員等処遇改善加算）され、加算率が引き上がります

介護職員の人材確保を更に推し進め、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年6月以降、処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引き上げを行います。

新加算の算定要件は、①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件、の3つです。令和7年度以降の新加算の完全施行までに、令和6年度のスケジュールを踏まえ、計画的な準備をお願いします。（6年度末まで経過措置期間）

令和6年5月まで

処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等加算	合計の加算率
I	I	有	22.4%
		なし	20.0%
	II	有	20.3%
		なし	17.9%
		なし	16.1%
II	I	有	18.7%
		なし	16.3%
	II	有	16.6%
		なし	14.2%
		なし	12.4%
III	I	有	14.2%
		なし	11.8%
	II	有	12.1%
		なし	9.7%
		なし	7.9%
		なし	5.5%



要件を再編・統合 & 加算率引き上げ

令和6年6月から

介護職員等処遇改善加算（新加算）	加算率
I	24.5%
II	22.4%
III	18.2%
IV	14.5%

※加算率は全て訪問介護の例

+新加算V

令和6年度中は必ず加算率が上がる仕組み



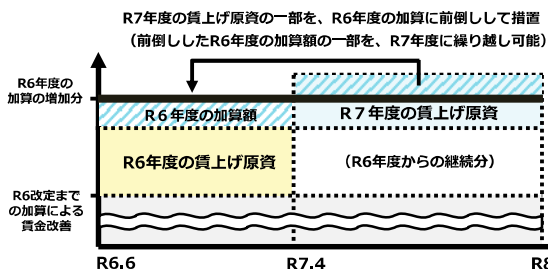
令和6年度中の経過措置（激変緩和措置）として、新加算V(1)～V(14)を設けます。

令和6年6月から令和6年度末までの経過措置区分として、現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを受けることができるよう、新加算V(1)～V(14)を設けます。
(加算率22.1%～7.6%)

○ 今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用等を組み合わせることにより、令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただくようお願いします。



今般の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置しており、令和7年度分を前倒しして賃上げいただくことも可能。前倒した令和6年度の加算額の一部を、令和7年度内に繰り越して賃金改善に充てることも可。



賃上げ促進税制とは…

- 事業者が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから控除できる制度。
- 大企業・中堅企業は賃上げ額の最大35%、中小企業は最大45%を法人税などから控除できる。



新加算を算定するためには…以下の3種類の要件を満たすことが必要です

1

キャリアパス要件

I～IIIは根拠規程を書面で整備の上、全ての介護職員に周知が必要

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 新加算I～IV

キャリアパス要件I（任用要件・賃金体系）

- 介護職員について、職位、職責、職務内容等にじた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I～IV

キャリアパス要件II（研修の実施等）

- 介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。
 - a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、介護職員の能力評価
 - b 資格取得のための支援（勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等）

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I～III

キャリアパス要件III（昇給の仕組み）

- 介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備する。
 - a 経験に応じて昇給する仕組み
 - b 資格等に応じて昇給する仕組み
 - c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

R6年度中は月額8万円の改善でも可 I・II

キャリアパス要件IV（改善後の賃金額）

- 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること。



小規模事業所等で加算額全体が少額である場合などは、適用が免除されます。

I

キャリアパス要件V（介護福祉士等の配置）

- サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置していること。

2

月額賃金改善要件

R7年度から適用 I～IV

月額賃金改善要件I

- 新加算IV相当の加算額の2分の1以上を、月給（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改善に充てる。



現在、加算による賃金改善の多くを一時金で行っている場合は、一時金の一部を基本給・毎月の手当に付け替える対応が必要になる場合があります。（賃金総額は一定のままで可）

現行ペア加算未算定の場合のみ適用 I～IV

月額賃金改善要件II

- 前年度と比較して、現行のベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善（月給の引き上げ）を行う。



新加算I～IVへの移行に伴い、現行ペア加算相当が新たに増える場合、新たに増えた加算額の3分の2以上、基本給・毎月の手当の新たな引き上げを行う必要があります。

3

職場環境等要件

R6年度中は区分ごと1以上、取組の具体的な内容の公表は不要

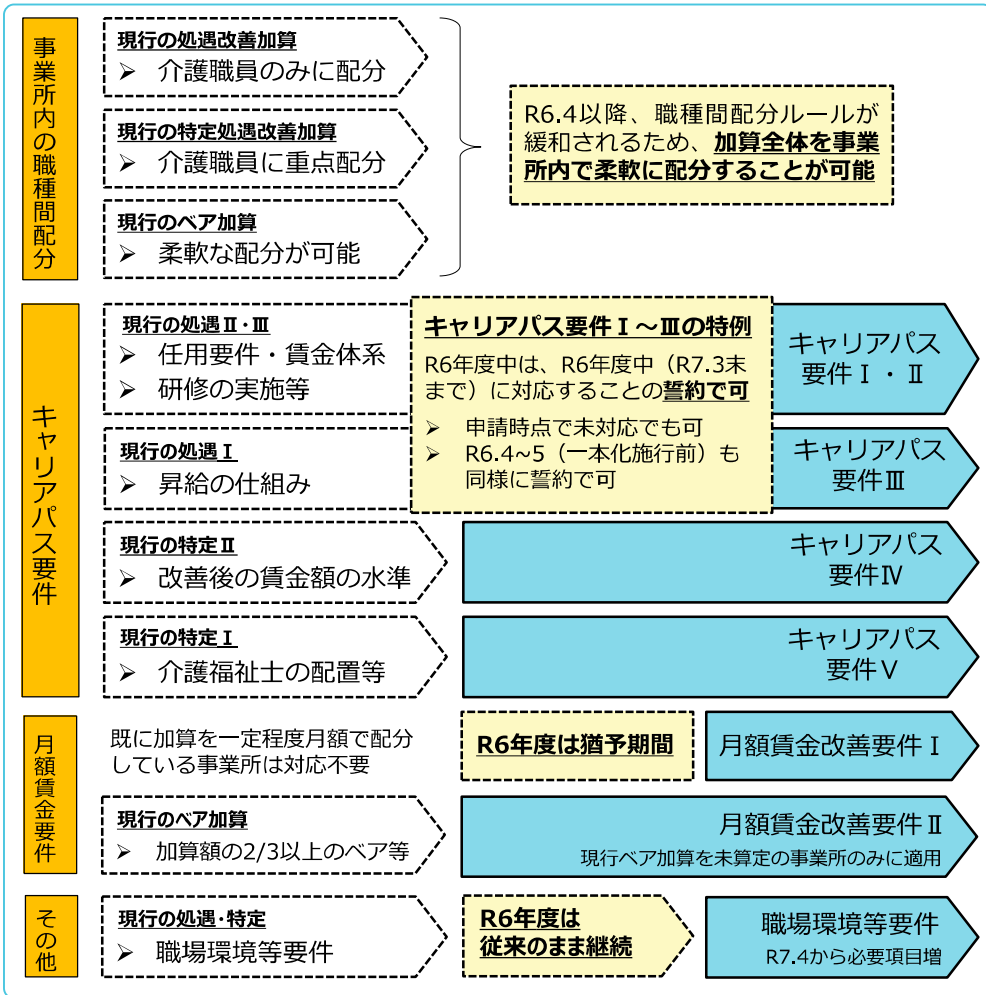
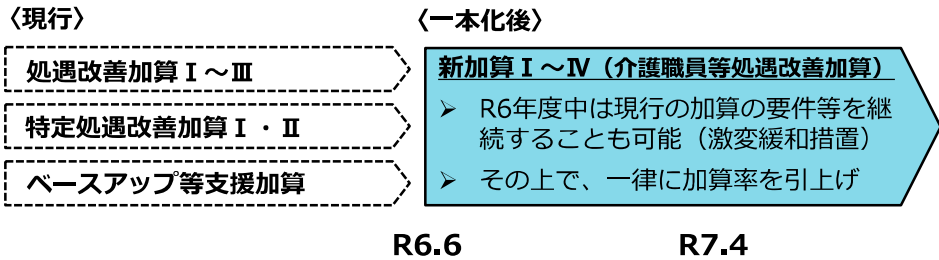
- I・II ● 6の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち一部は必須）取り組む。情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表する。

R6年度中は全体で1以上

- III・IV ● 6の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組む。

※ 新加算（I～V）では、加算による賃金改善の職種間配分ルールを統一します。介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとしますが、事業所内で柔軟な配分を認めます。

現行3加算から新加算への要件の推移



対応が必要な要件は事業所によって異なりますが、キャリアパス要件 I~III、月額賃金改善要件 I は、加算を算定する全ての事業所に関係します。各事業所で必要な対応・スケジュールは厚労省HPへ。



(参考1) 新加算への移行の例

※加算率は全て訪問介護の例

例①：キャリアパス要件や職種間配分ルールがネックとなっているケース

現行3加算の算定状況 (加算率)		一本化施行までの動き	R6.6以降 (加算率)
処遇改善加算	Ⅲ(5.5%)	<ul style="list-style-type: none"> キャリアパス要件 I~Ⅲの特例を活用 (処遇 I 相当) 職種間配分ルールの改正で上位移行が可能に (特定Ⅱ相当) 加算率引上げ 	新加算Ⅱ (22.4%)
特定処遇改善加算	なし		
ベア加算	あり(2.4%)		

例②：ベースアップ等支援加算を取得していない事業所のケース

現行3加算の算定状況 (加算率)		一本化施行までの動き	R6.6以降 (加算率)
処遇改善加算	I (12.4%)	<ul style="list-style-type: none"> この機会に現行のベア加算を新規算定 加算率引上げ 	新加算Ⅱ (22.4%)
特定処遇改善加算	Ⅱ (5.5%)		
ベア加算	なし		

(参考2) 新加算等の申請等に係る提出物の提出期限一覧

提出書類	提出期限
計画書	4月15日 ※事業者等が、令和6年6月15日までに計画の変更を届け出た場合には、受け付けること。 ※補助金についても基本的に同様(ただし、提出期限は各都道府県において設定)。
体制届出 (体制等状況一覧表)	現行3加算(4月・5月分)は、原則4月1日 ※指定権者において、4月15日まで延長可。また、期日を4月1日とする場合も、4月15日までは変更を受け付けること。 ※6月以降分(新加算)についても、4月分の体制届出と同じタイミング(4月1日~4月15日)で届出可能。 新加算(6月以降分)は5月15日(居宅系)又は6月1日(施設系) ※ただし、期日までに提出した届出の内容についても、6月15日までは変更可能。

(参考3) サービス類型ごとの加算率一覧

サービス区分	(夜間対応型)訪問介護、定期巡回	(予防)訪問介護	(地密)通所介護	(予防)通所リハビリテーション	(地密)特定施設入居者生活介護	(予防)認知症対応型通所介護	(看護)(予防)小規模多機能型居宅介護	(予防)認知症対応型共同生活介護	(地密)介護福祉施設、(予防)短期入所介護	介護施設、(予防)短期入所療養介護(老健)	医療施設、(予防)短期入所療養介護(老健以外)
新加算Ⅰ	24.5%	10.0%	9.2%	8.6%	12.8%	18.1%	14.9%	18.6%	14.0%	7.5%	5.1%
新加算Ⅱ	22.4%	9.4%	9.0%	8.3%	12.2%	17.4%	14.6%	17.8%	13.6%	7.1%	4.7%
新加算Ⅲ	18.2%	7.9%	8.0%	6.6%	11.0%	15.0%	13.4%	15.5%	11.3%	5.4%	3.6%
新加算Ⅳ	14.5%	6.3%	6.4%	5.3%	8.8%	12.2%	10.6%	12.5%	9.0%	4.4%	2.9%

※上記のほかに、現行3加算の加算率に今般の改定による加算率の引上げ分を上乗せした新加算Ⅴ(1)~(4)を用いる。

お問い合わせ先 厚生労働省相談窓口
(加算の一本化) 電話番号：050-3733-0222
受付時間：9:00~18:00(土日含む)

計画書の様式や各種の参考資料は厚労省HPに掲載(順次更新)⇒



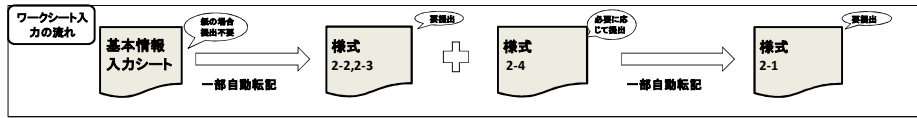
令和6年度計画書

令和6年度 処遇改善計画書(新加算及び旧3加算)作成用 基本情報入力シート

●はじめに本シート(基本情報入力シート)の黄色セルに入力することで、加算の対象事業所等に関する基本的な情報が、各様式に自動的に転記されます。
 【注意】本シートは様式作成用のため、本計画書の提出を紙で行う場合、本シートの提出は不要です。ただし、自治体に電子媒体で提出する場合は、本シートを削除せずそのまま提出してください。

●「別紙様式2-1」を完成させるには、「基本情報入力シート」「別紙様式2-2」「別紙様式2-3」及び「別紙様式2-4」から転記される情報が必要です。まずはこれらのシートを完成させてください。
 ただし、令和7年3月までに(年度途中)新加算の区分変更を行う予定がない場合、「別紙様式2-4」の記入は不要です。

【凡例】(本シート)
 以下の分類に従い、色付きセルに必要な事項を入力してください。
 ■ 各加算に共通して必要な情報 入力セル



●「別紙様式2-1」に記載する各加算による賃金改善の見込額について、具体的な算出方法は問いませんが、各職員に対して各加算を原資として行う予定の賃金改善額を積み上げる(足し上げる)などの適切な方法により推計してください。また、「賃金額」を記入する欄には、基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。)を含む金額を記入してください。

各加算による賃金改善額の算出イメージ(4・5月分の)

	32万円	28万円	40万円	
賃金総額(前月比)	32万円	28万円	40万円	
介護給付による賃金改善額	6万円	3万円	-	計9万円
介護予防給付による賃金改善額	4万円	2万円	1万円	計7万円
介護予防給付による賃金改善額	1万円	-	1万円	計2万円

1 提出先に関する情報

旧3加算及び新加算の届出に係る提出先の名称を入力してください。
 加算提出先 提出先ごとに「加算提出先」の欄を覚えて提出してください。この箇所以外では、原則として、提出先ごとに記載内容を変更する必要はありません。

2 基本情報

下表に必要な事項を入力してください。記入内容が各様式に反映されます。

法人名	フリガナ	〇〇ケアサービス
名称		〇〇ケアサービス
法人住所	〒	1 0 0 - 1 2 3 4
	住所1(番地・住居番号まで)	東京都千代田区霞が関 1-2-2
	住所2(建物名等)	〇〇ビル 18F
法人代表者	職名	代表取締役
	氏名	厚労 花子
書類作成担当者	フリガナ	コウロウ タロウ
	氏名	厚労 太郎
連絡先	電話番号	03-3571-XXXX
	E-mail	aaa@aaa.aq.jp

社会保険労務士事務所等の担当者の氏名・連絡先を記入しても構いません。

必ずプルダウンで選択してください。
 介護予防給付のサービスは、行を分ける必要はありません。
 介護給付のサービスと介護予防給付のサービスで異なる加算区分を算定する場合には、行を分けてください。
複入所・複合事業については、行を分けてください。
 また、令和6年4月と令和6年5月で算定する加算区分を変更する場合は、この「基本情報入力シート」で同じ事業所について2行に渡り記入するようにしてください。

同一事業所で介護給付のサービスと介護予防給付のサービスを実施しており、それぞれ同じ加算区分を算定する場合は、両者を合計した単位数を記入してください。
 ただし、介護給付のサービスと介護予防給付のサービスのいずれか一方を実施していない場合は、変更しているサービスのみの単位数を記入してください。
また、複数事業所の場合は、この欄に処遇改善加算等を含む介護報酬単位数の見込みの値を記入し、右側の処遇改善加算等の単位数の欄には0を記入してください。

3 加算の対象事業所に関する情報

下表に必要な事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-2、2-3、2-4に反映されます。
 ※「一月あたり介護報酬総単位数」には、一月あたり介護報酬総単位数として見込まれる単位数を、前年1月から12月までの1年間の介護報酬総単位数(各種加算減算を含む。)を12で除するなどの方法によって推計し、事業所ごとに記載してください。また、「一月あたり処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算単位数」には、前年1月から12月までの1年間の処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算単位数を12で除するなどの方法によって推計し、事業所ごとに記載してください。
 なお、適切な処遇改善計画を策定するため、令和6年度に事業所ごとに単位数の増減が見込まれる場合には、それらの増減の見込を反映させる業の調整を行って下さい。

通し番号	介護保険事業所番号	指定者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数[単位]	一月あたり処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算単位数[単位]	一月あたり介護報酬総単位数(処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算を除く)[単位]	1単位あたりの単価(地域単価)[円]
			都道府県	市区町村						
1	1334567890	東京都	東京都	千代田区	〇〇ケアセンター	訪問介護	225,000	40,000	185,000	11.40
2	1334567890	千代田区・中央区・港区	東京都	千代田区	〇〇ケアセンター	訪問型サービス(総合事業)	95,000	12,000	83,000	11.40
3	1334567891	東京都	東京都	千代田区	デイサービス△△	通所介護	385,000	80,000	305,000	10.90
4	1334567892	中央区	東京都	中央区	〇〇の家	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	425,000	80,000	345,000	11.10
5	1334567893	千葉県	千葉県	千葉市	介護老人福祉施設〇〇園	介護老人福祉施設	2,135,000	200,000	1,935,000	10.68
6	1334567893	千葉県	千葉県	千葉市	介護老人福祉施設〇〇園	介護老人福祉施設	2,135,000	200,000	1,935,000	10.68
7	1334567894	千葉県	千葉県	千葉市	介護老人福祉施設〇〇園	(介護予防)短期入所生活介護	255,000	18,000	237,000	10.83
8										

本処遇改善計画書の時点では、各種の単位数はあくまで各事業所等において適切な計画を策定するための目安として用いるものであることから、適切な推計方法であれば、**本シートに算出した数値以外の数値(例えば、算定1月の単位数を算定する等)による推計も可算です。**

総合事業(黄色で表示されるセル)について、市町村において設定されている地域単価が、自動で表示される単価と異なる場合は、数式を削除し、正しい地域単価を直接記入してください。

別紙様式2-1 総括表

提出先 ○○市

介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)

1 基本情報

フリガナ	○○ケアサービス		
法人名	○○ケアサービス		
法人所在地	〒 100-1234		
	東京都千代田区霞が関 1-2-2 ○○ビル 18F		
フリガナ	コウロウ タロウ		
書類作成担当者	厚労 太郎		
連絡先	電話番号	03-3571-XXXX	E-mail
			aaa@aaa.aajp

2 賃金改善計画について

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

令和6年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額	
① 令和6年度の加算の見込額	(a) 50,697,843 円
イのうち、令和6年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額	(b) 19,853,841 円
	アのうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す部分の見込額
② 令和6年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a-c)	(d) 45,898,328 円
③ 令和6年度の賃金改善の見込額(②の額以上となること)	(e) 46,000,000 円

令和5年度と比較した令和6年度の増加分の配分方法	
④ 令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額(繰越分を除く)(b-c)	(f) 15,054,326 円
⑤ 見込額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一律の引上げ)によるもの)	(g) 12,000,000 円
⑥ ⑤以外で、その他の手当、一時金等による新たな賃金改善の見込額	(h) 3,500,000 円
⑦ 新たな賃金改善の見込額の合計(g+h)	(i) 15,500,000 円

【記入上の注意】

- (b)には、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額として、旧3加算の上位区分への移行によるもの(令和6年4-6月分)並びに令和6年度改定での加算率の引上げ及び新加算Ⅰ～Ⅳへの移行によるもの(令和6年6月以降分)の合計額が別紙様式2-2、2-3及び2-4から自動で転記される。このうち、令和7年度の賃金改善のために繰り越す額(c)を除いた額が、(f)に転記される。
- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへつながるよう、令和6年度分の加算額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認める。令和7年度に繰り越す額は、(b)を上回らない範囲内で各事業者等において設定し、(c)に転記すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- (e)・(g)・(h)には、新加算等の算定により実施する介護職員の賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (e)は(f)の見込額以上となること。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合(例えば、令和6年度介護報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備の上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i)の額(g+hの合計)が(f)以上であれば差し支えない。

(2) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約

処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。

【記入上の注意】

- 「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額を除いた額」を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(2)を参照すること。
- ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

【記入上の注意】

- 必須の記入箇所は、薄緑色、黄色、ピンク色のセルです。空欄が残っているとエラーになります。
- グレー色のセルの入力は必須ではありませんが、可能な限り入力してください。
- 先に「基本情報入力シート」「別紙様式2-2」「別紙様式2-3」を完成させてください。(必要に応じて「別紙様式2-4」も記入)
- 「別紙様式2-2」から「別紙様式2-4」までの記入内容に応じて、入力が必要な欄が非表示になります。
- 薄いオレンジ色のセルに「×」が表示された場合、記入内容が要件を満たしていないか、未入力の欄があります。修正してください。グレー色のセルの「○」「×」および空欄は、要件には影響しません。○ 要件を満たす × 要件を満たさない(または未入力あり) ○ × 要件には影響せず

【凡例】(本シート)

以下の分類に従い、色付きセルに必要な事項を入力してください。

- 各加算の算定に共通して必要な情報 入力セル
- 旧ベースアップ等加算の算定に必要な情報 入力セル
- 新加算の算定に必要な情報 入力セル

(f) < (g) となること。
ベースアップのみの賃金改善ができない場合は
(f) < (i) でも差し支えない。

TRUE

例えば、法人で処遇改善加算を配分するために設定した手当(「処遇改善手当」等)の水準を引き上げたとしても、手当の引上げ幅以上に基本給やその他の手当を引き下げること、全体として職員の賃金水準を引き下げた場合、処遇改善加算の要件を満たしたことはありません。

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善実施期間		令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 5 月 (# か月)
②賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()	
(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)		
<input type="checkbox"/> 就業規則 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程 <input type="checkbox"/> その他 ()		
(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出す等すること。		
③具体的な取組内容		
介護職員の基本給の引上げ(引上げ幅は、年齢、資格、経歴、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定) 基本給 月給 ○○○○～○○○○円の増額 時間給 ○○○～○○○円の増額 その他の職員の基本給の引上げ(引上げ幅は、年齢、資格、経歴、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定) 基本給 月給 ○○○○～○○○○円の増額 時間給 ○○○～○○○円の増額		
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。		
(上記取組の開始時期) 平成 30 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)		
④ベースアップの実施予定	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない場合、やむを得ない事情	(例) 年齢が○歳以下の若手職員についてのみ基本給の引上げを行う。 ・退職者が少なく、事業所の賃金構成の中で定期昇給の実施(基本給の引上げによる対応)による人件費の増加が大きいことから、定期昇給と一時金の増額により対応する。

(参考)判定用・指定権者用

FALSE	基本給	FALSE	就業規則
FALSE	手当(新設)	TRUE	賃金規程
TRUE	手当(既存の増額)	FALSE	その他
TRUE	賞与	TRUE	実施済み
FALSE	その他	FALSE	予定
		TRUE	実施する

3 介護職員等処遇改善加算等の要件について

(1) 月額賃金改善要件Ⅰ(新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)【新加算Ⅰ～Ⅳ】

※令和6年度中は適用されないため、記入は任意

① 令和6年度の新加算Ⅳ相当の見込額の1/2	15,763,120 円	← X
② 令和6年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)	10,000,000 円	

【記入上の注意】

令和7年度以降に新加算の算定を行う場合は、本要件を必ず満たす必要があることから、上記のグレー色のセルに「X」が付く場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に、**加算を減算とする一時金等の一部を基本給等の引上げに付け替える**などの必要な対応を行うこと。

①が②以上になっていません。このままでも令和6年度の加算は算定できますが、令和7年度以降はこの要件を満たす必要があるため、令和6年度中に必要な準備を行ってください。

(2) 月額賃金改善要件Ⅱ(旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【新加算Ⅰ～Ⅳ】

※新加算Ⅰ～Ⅳを算定するまで旧ベア加算又は新加算Ⅴ(Ⅱ)・(Ⅳ)・(Ⅶ)・(Ⅷ)・(Ⅸ)を算定していなかった事業所のみ

①新加算への移行に伴い、新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の見込額	4,107,796 円	← (79.36 %)
②新たに増加する旧ベースアップ等加算相当を原資として実施する新たな賃金改善の見込額	4,226,696 円	
①のうち、基本給等の新規の引上げによる賃金改善の見込額 (①の額の2/3以上となること)	3,260,000 円	← (326,000 円)
(括弧内は月額(10か月間算定するとした場合))		

この金額は、賃金改善期間における基本給等の引上げ額の目安となります。賃金改善額のうち、基本給等の引上げ額がこの金額以上となるようにすることで、月額賃金改善要件Ⅱを満たしながら賃金改善を行うことができます。

(3) 月額賃金改善要件Ⅲ(旧ベア加算額の2/3以上の新規の月額賃金改善)【旧ベア加算】

【令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

⇒ 令和6年度も令和5年度のベースアップ等加算の配分のために行ったものと同等以上の賃金改善を継続することを誓約すること

令和6年度も旧ベースアップ等加算を算定しており、令和6年度も同様の賃金改善を継続します。

【令和6年4・5月から新規に旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

⇒ 新規に算定する事業所の旧ベースアップ等加算について、介護職員とその他の職員のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)の引上げに充てられる計画になっていること

①新規に算定する旧ベースアップ等加算の見込額		146,648 円	← (73.53 %)
②旧ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(ⅰ・ⅱの合計)		186,000 円	
介護職員	ⅰ)旧ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	136,000 円	← (50,000 円)
	うち、基本給等の新規の引上げによる賃金改善の見込額(総額)(括弧内は月額(2か月間算定するとした場合))	100,000 円	
その他の職員	ⅱ)旧ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	50,000 円	← (20,000 円)
	うち、基本給等の新規の引上げによる賃金改善の見込額(総額)(括弧内は月額(2か月間算定するとした場合))	40,000 円	

TRUE 基準を満たす

(4) キャリアパス要件 I・II

【新加算 I～IV・V(1)～(6)・V(8)・VII、旧処遇 I・II】 ⇒ キャリアパス要件 I と II の両方を満たすこと。

該当

キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)

次のイからハまでのすべての基準を満たす。 X

イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。

ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面を整備し、全ての介護職員に周知している。

(参考) 判定用・指定権者用

FALSE	基準を満たす
TRUE	誓約にチェック

⇒上記が「X」の場合、令和6年度中の整備を誓約すること。 令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めます。 O

キャリアパス要件 II (研修の実施等)

次のイとロの両方の基準を満たす。 X

イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)

① (例)
 ・資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること
 ・個別の希望に基づく研修計画を作成し、年●回以上●●研修をオンラインで受講させる。
 ・月2回ランチミーティングを行い、業務中での気づきの共有やお互いへのフィードバックを行う。

② (例)
 ・実務経験が3年以上の介護職員に対し、実務者研修の受講費用として、〇〇万円を支給
 ・介護福祉士国家試験対策として、法人内で資格取得のための研修会を実施

ロ イについて、全ての介護職員に周知している。

(参考) 判定用・指定権者用

FALSE	基準を満たす	FALSE	①にチェック
TRUE	誓約にチェック	FALSE	②にチェック

! チェックボックスにチェック(✓)するだけでなく、右側の自由記載欄に具体的な内容を記載してください。また、自由記載欄に記載した場合は、左側のチェックボックスにチェック(✓)を入れてください。

! チェックボックスにチェック(✓)するだけでなく、右側の自由記載欄に具体的な内容を記載してください。また、自由記載欄に記載した場合は、左側のチェックボックスにチェック(✓)を入れてください。

⇒上記が「X」の場合、令和6年度中の実施を誓約すること。 令和6年度中(令和7年3月末まで)に研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行います。 O

(5) キャリアパス要件 III 【新加算 I～III、V(1)～(3)・(8)、旧処遇 I】

キャリアパス要件 III (昇給の仕組みの整備等)

次のイとロの両方の基準を満たす。 X

イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。

具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)

① 経験に応じて昇給する仕組み
 ※「勤続年数」や「経歴年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。

② 資格等に応じて昇給する仕組み
 ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み
 ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

ロ イについて、全ての介護職員に周知している。

要記入

(参考) 判定用・指定権者用

FALSE	基準を満たす	FALSE	①にチェック
TRUE	誓約にチェック	FALSE	②にチェック
		FALSE	③にチェック

⇒上記が「X」の場合、令和6年度中の整備を誓約すること。 令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備します。 O

(6) キャリアパス要件Ⅳ【新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)~(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定Ⅰ・Ⅱ】

キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)⇒以下の欄が「○」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算Ⅰ・Ⅱの要件(4・5月)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)~(7)・(9)・(10)・(12)の要件(6月以降)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-3「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
新加算Ⅰ・Ⅱの要件(年度内の区分変更後)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-4「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)

×

⇒上記のいずれかまたは全てに「×」が付いた場合、この欄に記入すること

月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者を設定できない場合その理由	
<input type="checkbox"/>	小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。
<input checked="" type="checkbox"/>	職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。
<input type="checkbox"/>	月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。
<input type="checkbox"/>	その他()

FALSE

TRUE

FALSE

FALSE

要記入

(7) キャリアパス要件Ⅴ【新加算Ⅰ、Ⅴ(1)・(2)・(5)・(7)・(10)、旧特定Ⅰ】

キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)⇒以下の欄が「○」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算Ⅰの要件(4・5月)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記)
新加算Ⅰ、Ⅴ(1)・(2)・(5)・(7)・(10)の要件(6月以降)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-3「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記)
新加算Ⅰの要件(年度内の区分変更後)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-4「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記)

(8) 職場環境等要件

【新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)~(7)・(9)・(10)又は旧特定Ⅰ・Ⅱを算定する場合】

該当

⇒届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「賃金の向上やキャリアアップに向けた支援」、「孤立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
賃金の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
	<input type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する砺波吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
孤立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	<input checked="" type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
生産性向上のための業務改善の取組	<input type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	<input type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の軽減
	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
やりがい・働きがいの醸成	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	<input type="checkbox"/> メールソフト等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた職場環境やケア内容の改善
やりがい・働きがいの醸成	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input checked="" type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

TRUE

FALSE

FALSE

TRUE

FALSE

FALSE

TRUE

FALSE

TRUE

TRUE

FALSE

FALSE

TRUE

TRUE

TRUE

FALSE

FALSE

FALSE

FALSE

FALSE

TRUE

【見える化要件】【新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)~(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定Ⅰ・Ⅱ】

・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和6年度中の見込みでも差し支えない。

ホームページへの掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択
	<input type="checkbox"/> 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

TRUE

FALSE

4 要件を満たすことの確認・証明

・以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。また、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	○
<input checked="" type="checkbox"/> 令和7年度に繰り越す額(2(1)①iア)がある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充てます。期間中に事業所が休業した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	○
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	○
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	○
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	○
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	○

※各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
 ※本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

TRUE	
TRUE	
TRUE	
TRUE	
TRUE	令和7年度に繰り越す額(2(1)①iア)がない場合は、この欄へのチェック(✓)は不要です。
TRUE	

**本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。
 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。**

令和 6 年 〇 月 〇 日 法人名 〇〇ケアサービス
 代表者 職名 代表取締役 氏名 厚労 花子

(確認用) 提出前のチェックリスト

・以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
 ※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		
令和7年度への繰越し見込額が令和6年度に増加する加算の見込額を超えない計画となっている		○
(1) 令和7年度に繰り越す額を除いた加算額以上の賃金改善を行う計画となっている		○
令和6年度に増加する加算の見込額を超える賃金改善を行う計画となっている		○
(2) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約している		○
(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法を記載している		○

3 介護職員等処遇改善加算等の要件について		
(1) 月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2) 月額賃金改善要件Ⅲ	令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること	○
	令和6年4・5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ベア加算額以上の新規の賃金改善を行う計画になっていること	○
(3) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	介護職員について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること	○
	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	○
(4) キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)のどちらかを満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること又は研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	○
	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が月額440万円以上となる者が事業所あたり1人以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
(5) キャリアパス要件Ⅳ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	○
(6) キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士の配置等要件)を満たすこと	○
(7) 職場環境等要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること 情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○

空欄が表示される項目は、記入が不要のため、対応する必要はありません。

4 要件を満たすことの確認・証明		
・必要な項目が全て選択されていること		○
・誓約・記名が行われていること		○

別紙様式2-3 個票 (令和6年6月以降分)

提出先 ○○市

法人名 ○〇ケアサービス

【記入上の注意】
・記入箇所はピンク色のセルだけです。
・ピンク色のセルには、原則として全て記入してください。
・グレー色のセルの入力は必須ではありませんが、可能な限り入力してください。

介護職員等特別給付金(見込額)の合計(円)
介護職員等特別給付金(見込額)の合計(円)
介護職員等特別給付金(見込額)の合計(円)

⑥キャリアパス要件Ⅳについて(「令和6年度の算定予定」について)
算定金額が月額平均万円以上又は改善後の賃金が年額40万円以上となる

- ・施設事業所に従事する職員のうち月給額万円以上の賃金改善を行った又は改善後の賃金が年額40万円以上となる見込みの者の実人数を記載してください。
・賃金改善した職員の数が事業所に記載している職員の数に、いかなる1人分も不足していません。同一職員の賃金改善は1人分としてください。
・介護サービスおよび福祉サービスの提供、通称サービスについては、実人数を記載してください。同一職員の賃金改善は1人分としてください。

「令和6年度の算定予定」は、令和6年1月以降に発生した賃金改善について算定するものと見做す。令和6年1月以前に発生した賃金改善については、令和6年度の算定に含めず、令和7年度の算定に含める。令和6年度の算定に含めず、令和7年度の算定に含める賃金改善については、令和7年度の算定に含める。令和6年度の算定に含めず、令和7年度の算定に含める賃金改善については、令和7年度の算定に含める。

加算の要件上は問題ありませんが、令和6年1月以降に発生した賃金改善について算定するものと見做す。令和6年1月以前に発生した賃金改善については、令和6年度の算定に含めず、令和7年度の算定に含める。令和6年度の算定に含めず、令和7年度の算定に含める賃金改善については、令和7年度の算定に含める。

Main data table with columns: 介護保険事業所番号, 指定種別, 事業所の所在地, 事業所名, サービス名, 施設加算率, 令和6年度の算定予定, 令和7年度の算定予定, etc.

(ソート用)

Vertical list of facility types and categories on the right side of the main table.

別紙様式2-4 個票(年度内の区分変更がある場合に記入)

法人名

提出先

【記入上の注意】
 ・このシートは、令和6年度中に、新加算の加算区分の変更を行う予定の事業所がある場合に限り、使用してください。該当する事業所がない場合、本別紙様式2-4への記載は不要です。
 ・記入箇所は **ピンク色** のセルだけで、**ピンク色** のセルがない場合は、本シートは記入不要です。
 ・**ピンク色** のセルには、原則として全て記入してください。

【凡例】(シート)
 以下の順に記入し、色付きセルに必要な事項を入力してください。
 新加算の算定に必要な情報 入力セル

介護職員等処遇改善加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1(1)(a)の内訳)	2,435,562	円
3.介護職員等処遇改善加算Ⅳ相当の1/2(見込額)の合計[円](別紙様式2-1(3)(1)の内訳)	1,217,781	円
3.うち、新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の見込額[円](別紙様式2-1(2)(1)の内訳)	300,606	円
3.うち、令和6年度に増加する加算額の見込額(令和6年度変更での加算率の引上げ及び新加算への移行によるもの)(別紙様式2-1(2)(1)(b)の内訳)	1,493,502	円

【記入上の注意】
 1.月額平均以上の改善については、旧特定加算相当による資金改善前後のみで判断すること。改善前後の資金が月額平均以上である場合は、新加算及び旧加算全体の資金改善額を合算して判断すること。

令和6年度中に、新加算の加算区分の変更を行う予定の事業所がある場合に限り、区分変更後の加算率を算定する。区分変更前の加算率と比較して、区分変更後の加算率が低くなる場合は、加算率が赤字で表示されます。

加算の事件は問題ありませんが、算定期間の終わりが令和7年3月になっていない場合は、赤字で表示されます。年度内に截止予定の事業所以外は、算定対象月の終わりは令和7年3月にしてください。

⑤金銭的月額平均8万円以上又は改善後の資金が月額40万円以上となる旨の数

⑥キャリアパス要件Iについて(「区分変更後の算定予定」について)

0

0

短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防サービス、総合事業(訪問型・通所型)については、キャリアパス要件Iの算定に当たり、本事業所・施設と一体で扱うことが可能とし、この列への記入を不要としています(加算Ⅰ、Ⅱを算定予定でもピンク色に書きません)。ただし、専従型の短期入所生活介護事業所など、上記のサービス大規模のうち一時的に運営されている本体サービスがない場合には、キャリアパス要件Iの事業所数としてのカウントする必要のあるが、ピンク色でない欄にも、要件を満たす職員数を記載するようにしてください。

介護保険事業所番号	指定者名 都道府県 市区町村	事業所の所在地 事業所名	サービス名	処遇改善率等 見込額単位 (a)	1単位 あたりの 増減 (円) (b)	令和6年4-5月時点の 旧加算の 区分	合計の 加算率 (参考)令和5年 度と要件を要えず に移した場合は 新加算の区分 (カッコ内は6月以降 算定可能な加算 Vの区分(上記と異なる場合))	加算率	算定する 新加算の区分	加算率 (c)	算定対象月 (d)	新加算の 見込額(円) (a×b×e×f×g) (令和5年度 の加算率と 比較)	①月給資金要件I (令和7年度~)	②月給資金要件II	③④キャリアパス 要件I・II	⑤キャリア パス要件 III	⑥キャリア パス要件 IV	⑦キャリアパス要 件V	確認欄	(シート用)	
																					令和6年度 に増加する 加算額の見 込額
1	1334567890	東京都 千代田区	〇〇ケアセンター	訪問介護	185,000	11.40	経過加算Ⅰ 特定加算Ⅰ ケア加算	24.5%	経過加算Ⅰ 特定加算Ⅰ ケア加算	24.5%	令和6年6月当 初の算定予定	5,167,050	2,172,270	1,528,025					特定事業所加算Ⅰ	東京都	
2	1334567890	千代田区・中 央区・港区	〇〇ケアセンター	訪問型サービス (総合事業)	83,000	11.40	経過加算Ⅰ 特定加算Ⅰ ケア加算	22.4%	経過加算Ⅰ 特定加算Ⅰ ケア加算	24.5%	令和6年6月当 初の算定予定	2,318,190	974,580	685,985	0				併設本体事業所に対して旧特定加算Ⅰ又は新加算Ⅰの届出あり	千代田区・中央区・港区 千代田区・中央区・港区 千代田区・中央区・港区	
3	1334567891	東京都 千代田区	ケアサービス△△	通所介護	305,000	10.90	経過加算Ⅱ 特定加算なし ケア加算	5.4%	経過加算Ⅱ 特定加算なし ケア加算	6.4%	令和6年6月当 初の算定予定	2,127,680	332,450	1,063,840	0	○				東京都	
4	1334567892	中央区 東京都 中央区	〇〇の家	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	345,000	11.10	経過加算Ⅲ 特定加算なし ケア加算なし	4.1%	経過加算Ⅲ 特定加算なし ケア加算なし	5.6%	令和6年6月当 初の算定予定	857,808	229,768	811,854	0		○			中央区 中央区 中央区	
5	1334567893	千葉県 千葉市	介護老人福祉施設〇〇園	介護老人福祉施設	1,935,000	10.68	経過加算Ⅱ 特定加算なし ケア加算	6.0%	経過加算Ⅱ 特定加算なし ケア加算	10.8%	令和6年6月当 初の算定予定		0	0						千葉県 千葉県 千葉県	
6	1334567893	千葉県 千葉市	介護老人福祉施設〇〇園	介護老人福祉施設	1,935,000	10.68	経過加算Ⅰ 特定加算Ⅱ ケア加算なし	10.8%	経過加算Ⅰ 特定加算Ⅱ ケア加算なし	13.6%	令和6年6月当 初の算定予定	28,105,480	10,952,870	9,299,610	3,306,520	○	○		令和6年度中に満たす	千葉県	
7	1334567894	千葉県 千葉市	介護老人福祉施設〇〇園	(介護予防)短期入所生活介護	237,000	10.63	経過加算Ⅲ 特定加算Ⅱ ケア加算なし	5.6%	経過加算Ⅲ 特定加算Ⅱ ケア加算なし	13.6%	令和6年6月当 初の算定予定	3,490,720	2,643,710	1,155,015	410,670	○			令和6年度中に満たす	千葉県 千葉県 千葉県	
8											令和6年6月当 初の算定予定		0	0							
9											令和6年6月当 初の算定予定		0	0							
10											令和6年6月当 初の算定予定		0	0							

令和6年4月1日～ 体制状況一覧表

□ 15 通所介護	□ 4 通常規模型事業所 □ 6 大規模型事業所（Ⅰ） □ 7 大規模型事業所（Ⅱ）	職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり	
		高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型			
		業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型			
		感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	□ 1 なし □ 2 あり			
		時間延長サービス体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可			
		共生型サービスの提供（生活介護事業所）	□ 1 なし □ 2 あり			
		共生型サービスの提供（自立訓練事業所）	□ 1 なし □ 2 あり			
		共生型サービスの提供（児童発達支援事業所）	□ 1 なし □ 2 あり			
		共生型サービスの提供（放課後等デイサービス事業所）	□ 1 なし □ 2 あり			
		生活相談員配置等加算	□ 1 なし □ 2 あり			
		入浴介助加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ			
		中重度者ケア体制加算	□ 1 なし □ 2 あり			
		生活機能向上連携加算	□ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ			
		個別機能訓練加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰイ □ 3 加算Ⅰロ			
		ADL維持等加算〔申出〕の有無	□ 1 なし □ 2 あり			
		認知症加算	□ 1 なし □ 2 あり			
		若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり			
		栄養アセスメント・栄養改善体制	□ 1 なし □ 2 あり			
		口腔機能向上加算	□ 1 なし □ 2 あり			
		科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり			
サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ					
介護職員処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ					
介護職員等特定処遇改善加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ					
介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし □ 2 あり					
□ 16 通所リハビリテーション	□ 4 通常規模の事業所(病院・診療所) □ 7 通常規模の事業所(介護老人保健施設) □ A 通常規模の事業所(介護医療院) □ 5 大規模の事業所(Ⅰ)(病院・診療所) □ 8 大規模の事業所(Ⅰ)(介護老人保健施設) □ B 大規模の事業所(Ⅰ)(介護医療院) □ 6 大規模の事業所(Ⅱ)(病院・診療所) □ 9 大規模の事業所(Ⅱ)(介護老人保健施設) □ C 大規模の事業所(Ⅱ)(介護医療院)	職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員 □ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 言語聴覚士	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり	
		感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	□ 1 なし □ 2 あり			
		時間延長サービス体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可			
		リハビリテーション提供体制加算	□ 1 なし □ 2 あり			
		入浴介助加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ			
		リハビリテーションマネジメント加算	□ 1 なし □ 3 加算Aイ □ 6 加算Aロ □ 4 加算Bイ □ 7 加算Bロ			
		認知症短期集中リハビリテーション実施加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ			
		生活行為向上リハビリテーション実施加算	□ 1 なし □ 2 あり			
		若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり			
		栄養アセスメント・栄養改善体制	□ 1 なし □ 2 あり			
		口腔機能向上加算	□ 1 なし □ 2 あり			
		中重度者ケア体制加算	□ 1 なし □ 2 あり			
		科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり			
		移行支援加算	□ 1 なし □ 2 あり			
		サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 5 加算Ⅰ □ 4 加算Ⅱ □ 6 加算Ⅲ			
		介護職員処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ			
		介護職員等特定処遇改善加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ			
		介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし □ 2 あり			

令和6年6月1日～ 体制状況一覧表

□ 15	通所介護	<input type="checkbox"/> 4 通常規模型事業所 <input type="checkbox"/> 6 大規模型事業所（Ⅰ） <input type="checkbox"/> 7 大規模型事業所（Ⅱ）	職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 1 なし
			高齢者虐待防止措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 2 あり
			業務継続計画策定の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型		
			感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			時間延長サービス体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可		
			共生型サービスの提供（生活介護事業所）	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			共生型サービスの提供（自立訓練事業所）	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			共生型サービスの提供（児童発達支援事業所）	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			共生型サービスの提供（放課後等デイサービス事業所）	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			生活相談員配置等加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			入浴介助加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ		
			中重度者ケア体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			生活機能向上連携加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ		
			個別機能訓練加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰイ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰロ		
			ADL維持等加算〔申出〕の有無	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			認知症加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			栄養アセスメント・栄養改善体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			口腔機能向上加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ		
			介護職員等処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅳ <input type="checkbox"/> 8 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 9 加算Ⅲ <input type="checkbox"/> A 加算Ⅳ <input type="checkbox"/> B 加算Ⅴ(1) <input type="checkbox"/> C 加算Ⅴ(2) <input type="checkbox"/> D 加算Ⅴ(3) <input type="checkbox"/> E 加算Ⅴ(4) <input type="checkbox"/> F 加算Ⅴ(5) <input type="checkbox"/> G 加算Ⅴ(6) <input type="checkbox"/> H 加算Ⅴ(7) <input type="checkbox"/> J 加算Ⅴ(8) <input type="checkbox"/> K 加算Ⅴ(9) <input type="checkbox"/> L 加算Ⅴ(10) <input type="checkbox"/> M 加算Ⅴ(11) <input type="checkbox"/> N 加算Ⅴ(12) <input type="checkbox"/> P 加算Ⅴ(13) <input type="checkbox"/> R 加算Ⅴ(14)		
			介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ		
			介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		

□ 16	通所リハビリテーション	<input type="checkbox"/> 4 通常規模の事業所(病院・診療所) <input type="checkbox"/> 7 通常規模の事業所(介護老人保健施設) <input type="checkbox"/> A 通常規模の事業所(介護医療院) <input checked="" type="checkbox"/> 5 大規模の事業所(I)(病院・診療所) <input checked="" type="checkbox"/> 8 大規模の事業所(I)(介護老人保健施設) <input checked="" type="checkbox"/> B 大規模の事業所(I)(介護医療院) <input checked="" type="checkbox"/> 6 大規模の事業所(II)(病院・診療所) <input checked="" type="checkbox"/> 9 大規模の事業所(II)(介護老人保健施設) <input checked="" type="checkbox"/> C 大規模の事業所(II)(介護医療院) <input type="checkbox"/> D 大規模の事業所(病院・診療所) <input type="checkbox"/> E 大規模の事業所(介護老人保健施設) <input type="checkbox"/> F 大規模の事業所(介護医療院) <input type="checkbox"/> G 大規模の事業所(特例)(病院・診療所) <input type="checkbox"/> H 大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設) <input type="checkbox"/> J 大規模の事業所(特例)(介護医療院)	職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 医師 <input type="checkbox"/> 3 看護職員 <input type="checkbox"/> 4 介護職員 <input type="checkbox"/> 5 理学療法士 <input type="checkbox"/> 6 作業療法士 <input type="checkbox"/> 7 言語聴覚士	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり
			高齢者虐待防止措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	
			業務総統計画策定の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	
			感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	
			時間延長サービス体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可	
			リハビリテーション提供体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	
			入浴介助加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	
			リハビリテーションマネジメント加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 3 加算A-I <input type="checkbox"/> 6 加算A-ロ <input type="checkbox"/> 8 加算ハ <input checked="" type="checkbox"/> 4 加算B-I <input checked="" type="checkbox"/> 7 加算B-ロ	
			リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	
			認知症短期集中リハビリテーション実施加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	
			生活行為向上リハビリテーション実施加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	
			若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	
			栄養アセスメント・栄養改善体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	
			口腔機能向上加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	
			中重度者ケア体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	
			科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	
			移行支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	
			サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅲ	
			介護職員等処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input checked="" type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input checked="" type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input checked="" type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅳ <input type="checkbox"/> 8 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 9 加算Ⅲ <input type="checkbox"/> A 加算Ⅳ <input type="checkbox"/> B 加算Ⅴ(1) <input type="checkbox"/> C 加算Ⅴ(2) <input type="checkbox"/> D 加算Ⅴ(3) <input type="checkbox"/> E 加算Ⅴ(4) <input type="checkbox"/> F 加算Ⅴ(5) <input type="checkbox"/> G 加算Ⅴ(6) <input type="checkbox"/> H 加算Ⅴ(7) <input type="checkbox"/> J 加算Ⅴ(8) <input type="checkbox"/> K 加算Ⅴ(9) <input type="checkbox"/> L 加算Ⅴ(10) <input type="checkbox"/> M 加算Ⅴ(11) <input type="checkbox"/> N 加算Ⅴ(12) <input type="checkbox"/> P 加算Ⅴ(13) <input type="checkbox"/> R 加算Ⅴ(14)	
			介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	
			介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	